

草津市観光情報発信業務 仕様書

1. 名称

草津市観光情報発信業務

2. 業務履行期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

- ・ホームページ構築、改修費用：1,200千円
- ・ホームページ維持管理費用：50千円
- ・SNS強化費用：1,000千円

※人件費、通信費、交通費、物品費等の活動にかかるすべての費用を含む。

4. 業務内容と留意点

(1) 業務内容

「観光の起点」となりうるという草津市の独自性をキーとして、ウェブ（ホームページ、SNS）を活用した情報発信を企画提案、および実施する。

※情報発信手法については、具体的な実施スケジュール（ホームページ、SNSともに）を上げて提案すること。

(2) 留意点

- ① 募集要項に記載の本事業の目的および協会のブランドコンセプト（別添資料1）を理解し、それに沿った提案をすること。
- ② 業務遂行にあたり、協会とどのようなコミュニケーションをとるのかを提案すること。また、投稿の作成・更新等、協会が作業を行う必要がある場合は、それを明示すること。
- ③ ホームページのトップページのデザインを提案すること（複数提案も可）。
- ④ 提案内容に応じたKPIを設定すること。
- ⑤ 作成した内容をより多くの人に見てもらえるようにすること。それにあたり、予想PV数、クリック数、フォロワー数等を明示すること。なお、提案された数字に至らなくても契約上の不履行とはみなさないが、その数字を達成するためにどのような対策を行うのかを含めて提案すること。
- ⑥ 写真（イラストを含む）については、基本、受注者にて準備することとするが、許諾が必要な場合は受注者にて手続きを行うものとする。また、コンテンツの制作にあたり、素材の選定や、草津市内の観光情報の取得に関して必要が生じた場合、ならびに、取材の際は、協会および関係事業者と十分協議、調整を図りながら進めること。

5. 業務実施報告書

業務終了後、成果品として、以下のとおり業務実施報告書を作成し、提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月31日（日）まで

(2) 報告書記載事項

- ・実施概要
- ・KPIの設定と実績
- ・成果物の解析
- ・草津市の観光情報発信に関する提案

6. 著作権について

本業務の成果物の所有権及び著作権は、協会へ帰属するものとする。

協会は、受注者の承諾を受けることなく本業務の成果物を改変し、または本業務以外の用途にも使用することができるものとする。

7. 特記事項

- (1) 本業務にあたっては、著作権や肖像権など各種権利を侵すことのないよう最善の注意をもって業務にあたること。
- (2) 本業務によって知り得た個人情報については、個人情報取扱特記事項を参照のうえ、順守すること。
- (3) 本業務における納入物の著作権および二次的著作物の著作権については、協会に帰属するものとする。また、納入物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、協会が特に使用の指示をした場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約にかかる一切の手続きを行うこと。
- (4) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により協会と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (5) その他、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、協会と協議して決定するものとする。